

【生産性向上設備投資促進税制の概要と証明書発行手続きについて】

平素は、(一社)日本科学機器協会(以下、日科協)の活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。当協会は、設備の種類が「試験又は測定機器」の証明書発行団体となっております。そこで本制度の概要、証明書発行手続き等についてお知らせいたします。本制度は、ユーザーへの販売促進活動に大きく活用できる制度ですので、是非、ご活用ください。また本制度の詳しい内容は、経済産業省のホームページに掲載されていますのでご参照願います。

経産省：http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

当協会は申請内容に関して、一切公表しないことを申し添えます。

1. 制度の概要

本制度は、「A：先端設備」と、「B：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の2つの分類があります。当協会が証明書を発行するのは「Aの先端設備」についてであり、以下の説明は「A：先端設備」についてとなります。Bについては各経済産業局が申請先となります。

【対象設備】

A：先端設備の内、設備の種類が「器具・備品」、用途又は細目が「試験又は測定機器」となる機器が対象となります。

【対象設備要件】

- ・要件①：最新モデルであること
最新モデルとは：同一メーカーの製品で、以下の要件を満たすもの。
 - イ. 一定期間内(試験又は測定機器=6年以内)
 - ロ. 販売開始年度が、ユーザー側が取得等をする年度及びその前年度であるモデルであること。
- ・要件②：生産性(例：生産効率、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上していること。
但し、あくまでも自社製品の前モデルとの比較においての生産性向上のことであり、現在使用している機器や、他のメーカー製品との比較ではありません。
- ・要件③：試験又は測定機器の最低取得価額要件
120万円以上
但し、設備の種類が同じ「器具・備品」であり、単品30万円以上かつ他の製品との合計額が120万円以上であれば税制の対象となります。

【税制措置】

- ①期間 平成26年1月20日～平成28年3月31日
即時償却又は税額控除(5%)の選択制
- ②期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日
特別償却(50%)と税額控除(4%)の選択制

【当協会が証明書発行に関し、確認する内容】

当協会は、該当製品が要件①最新モデルであること及び要件②生産性が年平均1%以上向上していることを確認した上で、証明書を発行いたします。

2. 証明書発行の手続き及び記載方法

- ①ユーザーは、当該設備を生産したメーカー等に証明書の発行を依頼。
- ②依頼を受けたメーカー等は、様式1及び様式2（チェックシート）に必要事項を記載の上、③、④を添えて、当協会へ郵送にてお送りください。
- ③生産性が年1%以上向上していることの比較対象となる根拠資料（カタログ・仕様書等）各1部ずつを、一緒にご提出ください。
但し、同一製品の場合は納入先が異なっても1部で結構です。なお、同じ機器について2回目以降申請する場合、資料の添付は不要（様式1・様式2・返信用封筒2通のみ）です。
- ④返信用封筒2通に宛名を明記して所定の切手を貼付の上、同封してください。
- ⑤当協会では入金確認後、様式1と様式2（チェックシート）のコピーを送付いたします。
- ⑥記載上の注意事項

- *製造事業者等の代表者氏名は、原則として担当部長以上の役職者、もしくは同等の立場にある者としてください。
- *ディーラーが申請する場合は、記載内容をすべてディーラーが証明できる場合、例外としてディーラーが申請者となることができます。詳しくはお問い合わせください。
- *印鑑は、公印ではなくても結構です。
- *同一設置場所（納入先）に同一製品を複数台納入する場合は、同様式1及び様式2（チェックシート）の提出は各1部で結構です。
- *同一製品であっても「設置場所」や「納入月」が異なる場合は、同様式1、様式2（チェックシート）をそれぞれ提出してください。
- *記載内容に誤りがあった場合や再発行の場合は再度発行手数料が発生いたします、ご注意ください。

3. 費用

証明書発行手数料として、次の費用をお申し込み時にご請求いたします。

正会員……………2,000円（別途消費税）
会員外……………4,000円（ 〃 ）

4. お問い合わせ先 ※申請される前に一度お問い合わせください。

（一社）日本科学機器協会 事務局 菅（か）

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-8-5

TEL : 03-3661-5131 FAX : 03-3668-0324 E-mail : kan@sia-tokyo.gr.jp

※なお、当協会の発行する証明書は税制措置が受けられることを保証するものではありません。
税制措置に関しては、管轄税務署の裁量（判断）となりますのでご注意ください。詳しくは税務署にお問い合わせください。

以上